

公立学校共済組合飯坂保養所宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者の住所・氏名及び電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合には、当施設は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前行の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（2日を超えるときは2日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするものが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、当施設若しくは当施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (9) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (10) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。 (福島県旅館業法施行条例)

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払業務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間通過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由、及び施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊
させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客が、泥酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼ
す恐れがあると認められるとき。 (福島県旅館業法施行条例)
 - (6) 宿泊客が、暴力団等であるとき。
 - (7) 宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体又はその構成員である
とき。
 - (8) 宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (9) 宿泊客が、当施設若しくは当施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求
を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行っ
たと認められるとき。
 - (10) 宿泊客が、当施設で定める利用規程の禁止事項に従わないとき。
 - (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規程
の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに受けて
いない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただき
ます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方
法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきま
す。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室等を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室等の使用に応じることがあります。この場合には別に定める追加料金を申し受けます。

(利用規定の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間の遵守)

第11条 当施設の主なサービスの営業時間は次のとおりとし、その他のサービス等の詳しい営業時間はフロント及び備え付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等

イ 門限 午後11時

ロ フロント・キャッシャー 午前7時30分～午後9時30分まで

(2) 飲食施設

イ 朝食 午前7時15分～午前8時30分

ロ 夕食 午後6時～午後8時30分

(3) 付帯施設利用時間

イ 温泉入浴 午後3時～午前0時 午前5時～午前9時

ロ サウナ入浴 午後4時～午後9時

2 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(宿泊料金等)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した際、フロントにおいて行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不

履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当施設は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は30万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当施設内に持込んだ物品又は現金並びに貴重品でフロントに預けなかった物について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告の無かったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携行品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に渡すものとします。

- 2 宿泊客の遺失物については、「宿泊施設における遺失物取扱要綱」に基づき適正に処理するものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場を利用する場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所を貸与するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表1

宿泊客が支払うべき総額

	内 訳
宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
	(2) サービス料 ((1) × 10%)
追加料金	(3) 追加飲食 (朝・夕以外の飲食料) 及びその他の利用料
	(4) サービス料 ((3) × 10%)
税金	(5) 消費税
	(6) 入湯税

備考

1. 基本宿泊料は、公立学校共済組合飯坂保養所利用規程に提示する料金表によります。
2. 子供の料金は小学生以下3歳までに適用し、基本宿泊料は、室料が大人の1/2の料金になります。

別表2

違約金

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
1人~14人	100%	100%	50%	30%	30%	-	-	-	-
15人~30人	100%	100%	100%	50%	50%	50%	50%	-	-
31人以上	100%	100%	100%	100%	100%	80%	80%	50%	-

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。